令和6年6月11日 健康福祉常任委員会資料

第367回兵庫県議会提出議案審査参考資料

1 第94号議案 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・P. 2

病 院 局

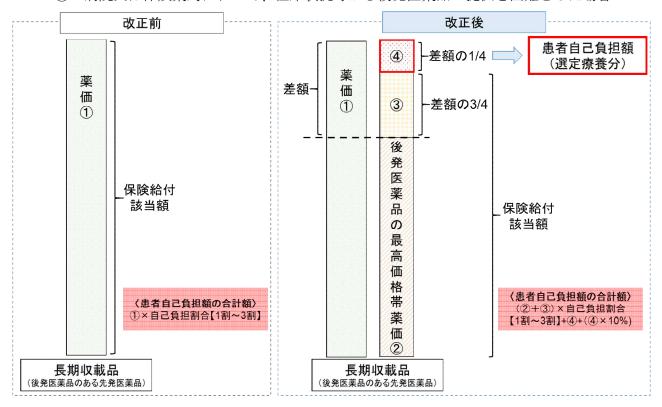
第94号議案 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

1 制定の理由

「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示」が公布され、本年10月1日から長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)に選定療養の仕組みが導入されることを踏まえ、選定療養費として長期収載品の料金に加算される患者自己負担額を管理規程で定める旨、兵庫県病院事業の設置等に関する条例を一部改正する。

2 制度の概要

- (1) これまで全ての長期収載品は、薬価の全額が保険給付の対象となっていたが、今回の 改正により、①後発医薬品の保険収載後5年を経過した長期収載品、②保険収載後5年 未満でも後発医薬品への置換率が50%に達している長期収載品について、選定療養費と して新たに患者の自己負担が発生する仕組みが導入される。
- (2) その自己負担額は、長期収載品の薬価と後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の 1相当分の金額となる。(下図④の部分)
- (3) なお、長期収載品であっても以下の場合は選定療養の対象から除かれ、従来通り薬価 全額が保険給付の対象となる。
 - ① 処方医又は保険薬局の薬剤師が医療上の必要から後発医薬品への変更を不可と判断した場合
 - ② 病院又は保険薬局において、在庫状況等から後発医薬品の提供を困難とした場合



3 改正の内容

選定療養の対象となる長期収載品の料金に加算される患者自己負担額について、管理規程で 定めることを別表第1及び別表第3関係に明記する。

4 施行期日

令和6年10月1日

令和6年6月11日 健康福祉常任委員会資料

第 367 回兵庫県議会提出議案審査参考資料

第 93 号議案 薬物の濫用の防止に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例 の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ P. 2

保健医療部

薬物の濫用の防止に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の概要

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

(1) 法改正の内容

- ア 大麻取締法の題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。【大麻取締法】
- イ 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻薬及び向精神薬取締法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】
- ウ 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】

都道府県知事の免許を要することとされる大麻取扱者(大麻栽培者及び大麻研究者)の名称を大麻草栽培者(大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者)に改め、大麻草採取栽培者になるうとする者は、都道府県知事の免許を、大麻草研究栽培者になるうとする者は、厚生労働大臣の免許を要することとする。

(2) 条例改正の内容

ア 薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

薬物の濫用の防止に関する条例においては、第2条第1項で「大麻」、「覚醒剤」、「麻薬」等を「薬物」と定義している。大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正により、「大麻」が同法における「麻薬」に位置づけられ、薬物の濫用の防止に関する条例に規定する「薬物」の定義中の「麻薬」に含まれることとなることから、同条例に規定する「薬物」の定義から「大麻」に係る文言を削除する等規定の整備を行う。

イ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

大麻取締法の一部改正により、法の題名が「大麻取締法」から「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻栽培者」が「大麻草採取栽培者」に改められたことから、引用する法の題名及び手数料の名称を改める等規定の整備を行う。

2 施行期日

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日(令和5年12月13日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)

※令和6年秋頃施行予定

3 今後の予定

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日(令和5年12月13日から起算して<u>二年を超えない</u>範囲内において政令で定める日)を施行期日として、「大麻草の栽培の規制に関する法律」の一部改正に伴い、規定の整備を行う予定。

- (1) 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許(都道府県知事免許)に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許(厚生労働大臣免許)とする。
- (2) 第一種大麻草採取栽培者について、THC が基準値以下の大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。

※令和7年春頃施行予定